

2. 茨城県リサイクル建設資材評価認定制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律」の精神に基づき、循環型社会の構築を目指し、これまで不要物として廃棄されたものを原料として使用した再生資源建設資材（以下「リサイクル建設資材」という。）の使用促進を図るため、茨城県が実施する「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」（以下「認定制度」という。）について定める。

第2章 リサイクル建設資材の評価事業

(評価基準)

第2条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、公共工事での使用を考慮したリサイクル建設資材の評価基準（以下「評価基準」という。）を別途定め、公表するものとする。

(評価認定委員会)

第3条 評価に関する事項を審議するため、学識経験者等からなる茨城県リサイクル建設資材評価認定委員会（以下「評価認定委員会」という。）を設置する。

2 評価認定委員会の規定については、別に定める。

(申請)

第4条 認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1～5）に必要書類を添付して、認定を受けようとするリサイクル建設資材（以下「申請資材」という。）の評価を申請するものとする。

2 申請者は、認定の申請に当たって、試験結果のねつ造、事実と異なった申告等の不誠実行為を行ってはならない。

(申請者の要件)

第5条 申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イから又まで及び第14条第5項第2号イからハまでのいずれにも該当しない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 リサイクル建設資材の製造者。ただし、当面の間は、国内の製造者に限る。
- 二 リサイクル建設資材の販売者その他当該材料の供給に携わるもので、品質管理について、自らの責任で管理できる者。ただし、国内の製造者と連名を条件とする。

(事前審査及び現地調査等)

第6条 知事は、申請書内容について事前に審査・確認し、申請資材の審査に必要であると認めるときは、職員に現地調査を実施させ、又は申請者に対して、その他の措置を指示することができる。

(評価認定委員会への付議)

第7条 知事は、申請があったときは、評価認定委員会に付議するものとする。

（評価認定委員会による審査）

第8条 評価認定委員会は、付議された申請案件について、次の事項を審査する。

- 一 評価基準に対する適合
- 二 建設資材としての総合的妥当性
- 三 申請資材の資材別利用方法

（認定証の交付，評価資材リストの作成）

第9条 知事は、評価認定委員会に付議し評価基準に適合していると認められた申請案件について、認定資材として認定する。

- 2 知事は、認定資材として認定したものについて、申請者に認定証（様式6）を交付する。
- 3 知事は、認定資材について認定資材一覧を作成し、関係機関に送付するとともに、ホームページ等で公表する。

（認定マークの表示等）

第10条 認定を受けた者は、認定資材について認定マークを表示して販売することができる。

- 2 製造者及び販売関係者等は、認定を受けずに認定マーク及び認定マークと誤認のおそれのある表示を行ってはならない。

（認定証を受けた者の責務）

第11条 認定を受けた者は、当該認定資材について評価基準に適合するように、品質の維持管理に努めなければならない。

- 2 認定資材に関して、資材利用者との間に資材の品質・性能・安全性等の問題が発生した場合には、認定を受けた者が責任を持ってその処理をするものとする。
- 3 認定を受けた者は、認定の日から、1年、2年及び3年を経過する日の翌年度の5月1日までに、基準となった項目について評価基準適合状況報告書（様式8）に必要書類を添付し知事へ報告しなければならない。ただし、第13条に基づく更新申請をする場合は、3年目の報告は要しない。
- 4 認定を受けた者は、第4条に基づく申請、第13条に基づく更新申請及び前項に基づく報告に添付した品質性能、環境に対する安全性の確認のための検査結果、その関係書類及び試験試料を5年以上保存しなければならない。

（認定証の有効期間）

第12条 認定証の有効期間は、交付の日から3年とする。

（認定の更新）

第13条 認定資材として効果を存続させようとするときは、認定証の有効期間の終了する前の適切な時期に所定の書類をそえて再度認定の申請をしなければならない。この場合において、認定手続の期間中は、認定資材とみなす。

- 2 前項に基づく申請をしようとする者は、申請書（様式1～5）に必要書類を添付して、認定を受けようとするリサイクル建設資材の評価を申請するものとする。
- 3 第1項の申請は、第4条第2項、第5条から第12条及び第14条の規定を準用する。

（認定資材の利用実績等の報告）

- 第14条 認定を受けた者は、毎年の5月1日までに、前年度の当該認定資材の納入実績報告書（様式7）を提出するとともに、当該年度のリサイクル建設資材の価格等の申告書（様式5）を毎年の2月末日までに知事に提出しなければならない。
- 2 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、遅滞なく知事に報告しなければならない。
- 一 当該認定資材の製造を中止した場合。
 - 二 当該認定資材について品質上の欠陥若しくは安全上の問題が生じた場合。
 - 三 申請者の名称変更等申請内容に変更があった場合。
- 3 認定を受けた者は、当該認定資材に係わる原材料及び使用の実態を把握するとともに、その記録を5年以上保存しなければならない。

（認定の取消し）

- 第15条 知事は、認定資材について次の各号のいずれかに該当する場合、認定の取消しをすることができる。
- 一 当該認定資材に品質上の欠陥があり、使用上著しい問題を生じた場合、又は生じる可能性がある場合。
 - 二 当該認定資材が評価基準に適合しなくなった場合。
 - 三 認定の申請に際し不誠実な行為があったと認められる場合。
 - 四 認定証の交付を受けた者が第5条の申請者の要件に該当しなくなった場合。
 - 五 当該認定資材の製造が中止された場合。
- 2 知事は、認定を取消した場合、申請者にその旨を通知するとともに、速やかにその旨を公表しなければならない。

（評価基準の変更等）

- 第16条 知事は、必要と認めたときは、評価基準の変更・廃止、新規評価基準の作成（以下「評価基準の変更等」という。）をすることができる。
- 2 評価基準の変更等を行う場合は、評価認定委員会に付議し了承されなければならない。
- 3 評価基準の変更等を行った場合、これを公表する。
- 4 評価基準の変更等に伴って当該認定資材が評価基準に適合しなくなった場合であっても、認定資材の認定の有効期間内は評価基準に適合しているものとみなす。

（損害に対する責任）

- 第17条 知事は、認定資材の使用により生じた損害に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

（認定資材等の公表）

- 第18条 知事は、認定資材について、必要な事項を公表することができる。

第3章 認定資材の率先利用の取組

（茨城県リサイクル建設資材率先利用指針の制定）

- 第19条 知事は、県が発注する建設工事での認定資材の利用を促進するため、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針を別に定め、利用方法を定めたグループ区分を資材毎に設定し率先利用に努める。

（他団体への周知等）

第20条 知事は、認定資材の利用促進について、市町村、関連団体等への周知に努める。

また、リサイクル建設資材の製造・流通についても認定制度を活用して円滑な発展が図られるよう支援するものとする。

第4章 雑則

（職員の立入り等）

第21条 知事は、この制度の実施に必要な限度において、認定資材の認定を受けた者に対し、必要に応じて、必要な事項の報告及び職員に申請者の製造工場等に立ち入らせ調査することを求めることができる。

（経過措置）

第22条 茨城県土木部指定工場制度による指定を受けている再生加熱アスファルト混合物及び再生砕石については、製造者の合意が得られたものに限り、申請が無くても評価認定委員会に付議し認定することができるものとする。

2 前項の認定を受けた者が認定証の有効期間後も引き続き認定資材として効果を存続させようとするときは、有効期間の終了する前の適切な時期に所定の書類をそえて申請しなければならない。

（その他）

第23条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この実施要綱は、平成16年9月10日から適用する。

この実施要綱は、平成19年2月5日から適用する。

この実施要綱は、平成19年11月16日から適用する。